イリオモテヤマネコ生息地保全調査委員会 NPO法人トラ・ゾウ保護基金

担当者:坂 元 雅 行

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-5-4 末広ビル 5 階

TEL: 03-3595-8089 FAX: 03-3595-8090

E-mail: yukisakamoto@jtef.jp

○3頁21行目

【意見の趣旨】

次のとおり加入。

「海象・気象、海洋環境、生物多様性、天体、自然エネルギー・・」

【意見の理由】

理念において「自然」「多様性」を強調する趣旨と整合させるもの。

○8頁11行目以下

【意見の趣旨】

次のとおり修文(下線部が修文箇所)。

「<u>"</u>竹富町総合計画<u>"</u>は、地方自治法第2条第4項で国に策定を義務づけられている<u>法定計画で、</u>まちづくり指針ですとしての意義をもっています。"竹富町海洋基本計画"は、<u>"竹富町総合計画"町のを</u>上位計画と<u>するものでして</u>、その<u>計画</u>内容に<u>則して</u>即して</u>策定しています。

竹富町では、"竹富町総合計画"を、平成22年3月<u>に</u>今後10年間のまちづくり指針としてである "竹富町総合計画第4次基本構想"とおよび、今後5年間の具体的な施策を示す "第7次基本計画"としてを策定しています。」

【意見の理由】

趣旨の明確化。

- ○16頁 下から7行目
 - 「②」の後に、「町」が抜けています。
- ○19頁 2行目

「第一次期間」

「26 年年」

○21 頁

「やる人たち」のボランチィア→ボランティア

○22 頁 「スケジュール」

【意見の趣旨】

「平成23年度」に、「③エコツーリズムルールを実施するための制度設計」を追加。

【意見の理由】

エコツーリズム推進法を適用するには、町でどの区域を指定するのか、協議会はどのように構成するのか等具体的な設計が必要。

*平成26年度②の中で、「ルール」が重複しています。

○26 頁 「やること」

【意見の趣旨】

- ・「①」の末尾にある「顕著な価格低落の補助制度」というのは、「顕著な価格低落に対処するための経営体強化のための補助制度」といった意味か?
- ・「②」と「④」の関係が明確でない。④が国によって受け入れられなかった場合に、②を 求めるという関係か?
- * 「②」の「分みつ糖」→「含みつ糖」

○28頁 「現況と課題」

- ·3行目 「特定外来種」→「特定外来生物」
- 下から3行目次のとおり修文

「イリオモテヤマネコに関しては多くの保護対策が実施されていますがは陸生ですが、マングローブ林とその後背湿地である、サガリバナ・サキシマスオウ群落等及びのその他海岸林も生息地の重要な一部となっています。ウミガメ類にとっては海域に加え産卵場所となる砂浜も重要な生息地です。、これらの種を含む、海洋ないしそれと接する陸域を生息地とする野生生物の保護は、それらの生存を危うくする外来生物の保護への対策と共に、

本町の貴重な大自然を守るために重要な課題です。」

【意見の理由】

趣旨の明確化。

○28 頁 「やること」

・次のとおり修文

「②黒島のアカ<u>・アオ</u>ウミガメに代表される<u>ウミガメ類やイリオモテヤマネコ等の希少</u>種や固有種にとって好適な生息地となっている海面および海岸(砂浜やマングローブ林、サガリバナ・サキシマスオウ群落等の後背湿地及びその他海岸林等を含む)を維持保全し、劣化した区域は復元すること野生生物の保護策」

【意見の理由】

趣旨の明確化。

- ○28頁 「やる人たち」
 - ・次のとおり加入
 - ④林野庁沖縄森林管理署
 - ⑤沖縄県
 - ⑥沖縄海区漁業調整委員会
 - ⑦八重山漁業協同組合および組合員
 - ⑧町民
- ○28 頁 「関連する法規・他の施策」
 - ・次のとおり修正 「野生動植物保存法」→「種の保存法」
 - ・次のとおり加入森林法、河川法、海岸法、漁業法、漁業調整規則、水産資源保護法
- ○30頁 「やる人たち」
 - ・次のとおり加入
 - ⑤環境省那覇自然環境事務所
- ○34頁 「関連する法規・他の施策」
 - ・次のとおり加入 容器包装リサイクル法
- ○36頁 「関連する法規・他の施策」
 - ・次のとおり修正 「自然保護法」→「自然環境保全法」 「国立公園法」→「自然公園法」
 - ・次のとおり加入 海岸法

- ○37頁 「やること」
 - ・次のとおり修正

「沖縄県に制定等に指定を提案・・・」

- ○37頁 「やる人たち」
 - ・次のとおり加入
 - ⑥沖縄県
 - ⑦沖縄海区漁業調整委員会
- ○37頁 「関連する法規・他の施策」
 - ・次のとおり修正

「自然公園法」→「自然環境保全法」

「国立公園法」→「自然公園法」

・次のとおり加入 海岸法、港湾法、水産資源保護法

- ○40 頁 「やること」
 - ・次のとおり加入

「主要道路に沿った在来種による防風林整備を提案し・・・」

- ○41 頁 「やること」
 - ・次のとおり修正、加入

「<u>第 18 節前項目</u>の防風林・景観緑地帯の整備と組み合わせた低木・草地での流出低減を・・・」

以上